

特定商品 (量目公差が定められている商品)	正味量表記義務商品 (左のうち密封したときに量目表記等が必要な商品)	量目公差 の種別	量目公差が適用 される取引量の上限
11.もち、オートミールその他の穀類加工品	左に掲げるもの	①	5kg
12.菓子類	左に掲げるもののうち、 (1)ビスケット類、米菓及びキャンデー(ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、又は付けたものを除くものとし、1個の質量が3g未満のものに限る) (2)油菓子(1個の質量が3g未満のものに限る) (3)水ようかん(くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとし、缶入りのものに限る) (4)プリン及びゼリー(缶入りのものに限る) (5)チョコレート(ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く) (6)スナック菓子(ポップコーンを除く)	①	5kg
13.食肉(鯨肉を除く)並びにその冷凍品及び加工品	左に掲げるもの	①	5kg
14.はちみつ	左に掲げるもの	①	5kg
15.牛乳(脱脂乳を除く)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む) (1)粉乳、バター及びチーズ	(1)左に掲げるもの	①	5kg
(2)(1)に掲げるもの以外のもの	(2)左に掲げるもののうち、アイスクリーム類以外のもの	①	5kg又は5L
16.魚(魚卵を含む)、貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く)並びにその冷凍品及び加工品 (1)生鮮のもの及び冷蔵したもの並びに冷凍品	(1)左に掲げるもののうち、冷凍貝柱及び冷凍えび	②	5kg
(2)乾燥し、又はくん製したものの、冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る)及びそぼろ、みりんぼしその他の調味加工品	(2)左に掲げるもののうち ○干しかずのこ、たづくり及び素干しえび ○煮干しし、又はくん製したもの ○冷凍食品(貝、いか及びえびに限る) ○調味加工品(たら又はたいのそぼろ又はでんぶ及びうにの加工品に限る)	②	5kg
(3)(2)に掲げるもの以外の加工品	(3)左に掲げるもののうち、 ○塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら及びキャビア ○缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、節類及び削節類、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの	①	5kg
17.海藻及びその加工品	左に掲げるもののうち、生鮮のもの、冷蔵したもの、干しのみ又はのりの加工品以外のもの	②	5kg
18.食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油脂、ショートニング及びマーガリン類	左に掲げるもの	①	5kg
19.ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	左に掲げるもの	①	5kg又は5L
20.しょうゆ及び食酢	左に掲げるもの	①	5L
21.調理食品 (1)即席しこ及び即席ぜんざい	(1)左に掲げるもの	①	1kg
(2)(1)に掲げるもの以外のもの	(2)左に掲げるもののうち、冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品並びに缶詰及び瓶詰	②	5kg

※表示の内容容量が上記の量目公差を超える欠量である場合や、検定証印等の無い「はかり」を取引や証明用として使用すると、勧告や公表などの行政処分を受けることがあります。

発行：全国特定市計量行政協議会関西地区会

大津市・大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・吹田市・高槻市・守口市・枚方市・茨木市・八尾市・寝屋川市・門真市・東大阪市・神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市・伊丹市・加古川市・宝塚市・奈良市・和歌山市・高松市・松山市・今治市・新居浜市・高知市

【関西地方・四国地方の特定市のうち29市で構成】

2013年7月作成(2018年12月改訂)

事業所の信用のために

正しく計量
しましょう

「はかり」の定期検査を
受けましょう
(2年に1回)

商品を正確にはかりましょう
(風袋引き・自然減量に注意)

検定証印などが付された「はかり」を使いましょう

取引・証明に使用する「はかり」は、検定証印又は基準適合証印のあるものでないと使用できません。

検定証印



基準適合証印



検定を行った年月の表示

この家庭用計量器の表示がある「はかり」は、取引・証明に使用できません。

全国特定市計量行政協議会関西地区会